

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第1回藤井寺市児童福祉審議会
開 催 日 時	令和7年6月30日（月） 18時30分～20時10分
開 催 場 所	藤井寺市役所 3階会議室305
出 席 者	<委員> 安原 佳子（会長）、的場 啓一（副会長）、今西 英人、大西 貴子、森山 佳代 <事務局> こども未来部長、子育て支援課 <関係課> こども施設課、こども育成課、法人指導課
欠 席 者	なし
会 議 の 議 題	(1) 会長・副会長の選任について (2) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）について (3) 保育所の認可について (4) その他
会 議 資 料	○ 次第 ○ 藤井寺市児童福祉審議会 委員名簿 ○（資料1）藤井寺市児童福祉審議会の概要 ○（資料2）「こども誰でも通園制度」について（概要） ○（資料3）新規開設に至った経緯について ○（資料4）認可施設の概要 ○（資料5）保育施設位置図 ○（資料6）平面配置図 ○（資料7）保育所の主な認可基準
会 議 の 成 立	成立
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☐ 会議の議長の確認を得ている ☒ 出席した構成員全員の確認を得ている
公開・非公開の別	☒ 一部公開（議題(2)まで） ☐ 非公開
傍 聴 者 数	1人
その他の必要事項	—

審 議 内 容 （ 発 言 者、 発 言 内 容、 審 議 経 過、 結 論 等 ）
1. 開会 （こども未来部長）挨拶 2. 委員紹介等 （事務局） ○委嘱状の机上配付、委員任期の説明 ○委員紹介 ○会議成立の報告 3. 審議会の概要及び会議の公開等について （事務局） 【審議会の概要について】 ○資料1に沿って説明 【会議の公開について】 本審議会の会議の公開・非公開の取扱いについては、平成27年9月に開催した初回の会議において、「藤井寺市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき「原則公開」とし、公開することにより事業者等に不利益が生じる可能性がある場合など、藤井寺市情報公開条例に掲げる非公開情報を取り扱う際は、当該審議を非公開とすることが決定されている。 今回の会議においては、議題(3)において、新設保育所や運営事業者に関する情報を取り扱うこととなるが、建設工事に係る入札執行を控えている状況でもあるため、保育所の認可に関する審議は非公開とし、会議録についても当該審議部分を除いて公表することとしたい旨事務局より説明し、当該取扱いとすることで決定された。 4. 議題 (1) 会長・副会長の選任について 協議の結果、安原会長・的場副会長がそれぞれ選任された。 (2) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）について （安原会長） 担当課より説明をお願いする。 （こども育成課） ○資料2に沿って説明 （安原会長） 只今説明のあった内容について、皆様からご意見ご質問等があればお願いします。 （的場副会長） 資料には、「申請方法については市町村ごとに異なる」と記載されているが、現時点ではどのように申請してもらう予定にしているのか。また、「市町村による認定がある」と記載されているが、何について認定されるのか。「事業所との事前面談予約はシステムで行うことがで

きる」と記載されているが、国から提供されるシステムを藤井寺市も活用されるということで良いのか。以上の点について確認したい。

(こども育成課)

申請を市のオンライン申請システムを利用するか紙で行うかについては、現在のところ未定であり、今後検討を行う予定である。

何を認定するか、ということについては、現在保育所等に通われているお子さんは、本事業の利用対象外となるため、利用要件を満たすか等を確認したうえで認定するものである。

事前面談等は、国から提供される総合支援システムの利用が基本になると考えている。利用者が事前にアレルギー等の情報を登録し、施設との事前面談を経て、利用予約を行っていただくという流れであり、市・施設・利用者の三者がシステムを活用することになる。間もなく、システムの試験的な環境が提供される予定であるため、そちらで操作性等を確認していきたいと考えている。

(的場副会長)

利用したい施設での事前面談後、利用を断られるというケースもあるのか。

(こども育成課)

基本的には、市が認定した全てのお子さんを受け入れていただく予定だが、人員面や設備面が整わず、利用をお断りする可能性もある。

(安原会長)

子どもが誰でも利用できるというのは良いことであるが、実際のところ、受け入れてもらえそうな施設はあるのか。

(こども育成課)

実際に認可の申請を受けないと分からないが、現在、市内の保育施設と協議を進めており、一定の利用枠が確保できると考えている。

(大西委員)

人員や設備について、この事業用として事業者側で新たに確保しないといけないものなのか。

(こども育成課)

国で示されている基準等を踏まえ、市が基準条例を定める必要がある。当該条例の制定にあたっては、事業者の意見も伺って検討し、9月の市議会に上程する予定であり、この条例の基準を満たすよう、事業者が準備していくこととなる。

(大西委員)

現に一時預かりを実施されている施設がこの事業を実施しようとする場合は、さらに追加で人員や面積が必要となり、実際の利用があるかどうか分からない状況でも、常にその基準を満たしておく必要があるということか。

(こども育成課)

市内各施設の現在の運営状況から、新たに本事業用のスペースを確保することは困難であると考えているので、例えば、一時預かりのスペースの一部を本事業用に利用するといった運用も想定している。加えて、人員にも限りがあるため、一施設当たり数人単位での受け入

れからスタートする見込みである。いずれにせよ、認可事業であるので、利用の申込みがあった際に受入れが可能な体制をとっていただく必要があると考えている。

(大西委員)

既に一時預かりを実施されている施設が少し枠を設けて受け入れてくださるというイメージか。

(こども育成課)

お見込みのとおりである。

(今西委員)

本制度は良いと思うが、月に10時間程度の利用で、果たしてそのお子さんが施設に馴染むのか疑問である。

(こども育成課)

ご指摘の点は、事業者としても現に不安に感じておられる点である。

利用開始時に、保護者から離れられないお子さんがいることも考えられ、それぞれの施設に慣れるまでには、一定時間を要するものと想定している。

(今西委員)

保育所等でも慣れるまでに時間を要していると聞くので、月10時間の利用時間で果たして慣れるのかどうか。上手くいけば良いと願っている。

(的場副会長)

基準については、市で条例を定めるとされているが、「一般型」のみの基準を定めるのか、「余裕活用型」も含めて基準を定められるのか。また、国の基準を超えて市独自で何か定めようとしている基準があるのか。現時点での市の考えをお聞かせいただきたい。

(こども育成課)

国の基準を踏まえ、「一般型」と「余裕活用型」の両方について基準を定める予定である。ただし、待機児童が発生している現状を踏まえ、事業者には「一般型」での実施で検討をお願いしている。

国の基準を超えて何か定めることを検討しているのか、ということについては、具体的なものはないが、他の自治体の状況や市内事業者の意見等を踏まえ、検討してまいりたい。

条例については9月の市議会に上程する予定であるが、それ以前に内容がある程度固まった段階で、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと考えている。

(的場副会長)

基準に関する条例案について、市議会に上程される前に意見をお聞きいただけるということだが、基準に関する意見具申は本審議会の所管内という理解で良いか。

(こども未来部長)

最低基準を超えて設備・運営を向上させることに関する意見具申が本審議会の所掌事務であり、条例の新規制定であることから所管の範囲内であると認識している。国から示される

“従うべき基準”については原則変えられないが、“参酌すべき基準”については民間施設も含めた現場の意見を踏まえて定めたいと考えており、案ができ次第、委員各位にご意見を伺いたいと考えている。

7月中には素案が出来上がると思うので、対面の会議ではなく、書面にて意見をお聞きするという手法を取らせていただくことをご了承いただきたい。

(的場副会長)

その際、国の基準と市独自の基準とが分かるような資料にしていきたい。

(こども未来部長)

承知した。

(的場副会長)

本事業については、「子ども・子育て支援事業計画」で定められているのか。

(事務局)

乳児等通園支援事業は、「第三期子ども・子育て支援事業計画」を策定する際に地域子ども・子育て支援事業として新たに記載した。今後、量の見込み・確保方策が設定できれば、子ども・子育て会議で報告させていただくとともに、ご意見を伺いながら実施状況の点検・評価を行う予定である。

(安原会長)

議題(2)についてはこれで終了させていただく。傍聴者の方はここで退室をお願いする。

(3) 保育所の認可について

※非公開

(4) その他

(安原会長)

事務局から何かあるか。

(事務局)

○次回の会議予定について

○会議録の確認について

(安原会長)

本日の議題はすべて終了した。進行を事務局にお返しする。

5 閉会

(事務局)

多くのご意見をいただき感謝申し上げます。本日いただいたご意見については、事業者との協議の場で確認を進めていきたい。

以上で令和7年度第1回藤井寺市児童福祉審議会を閉会する。

以上